平成２５年（フ）第８５４号
札幌市厚別区厚別西５条６丁目７番18号　ウエストプラザ５－６Ｂ101号
債務者　工藤　　純
1　決定年月日時　平成25年５月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　純也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月19日午後２時15分
5　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２３８号
さいたま市見沼区大和田町２丁目601番地４、旧住所さいたま市南区白幡４丁目13番24号１－822
債務者　小笠原　薫
1　決定年月日時　平成25年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　峯岸　孝浩
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月29日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１７５号
埼玉県春日部市備後東４丁目６番14号、旧住所埼玉県北葛飾郡松伏町ゆめみ野６丁目12番地17
債務者　山田　雄一
1　決定年月日時　平成25年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荒木　真名
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月26日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第３０３号
京都市中京区烏丸通姉小路下る場之町596番地　ハイツエスメラルダ
債務者　尾﨑みどり
1　決定年月日時　平成25年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　和田　一彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月26日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第２２４号
大阪府岸和田市土生町９丁目６番30号
債務者　澁谷　信慶
1　決定年月日時　平成25年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　吉浩
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月30日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第１５０号
熊本市中央区保田窪１丁目２番７号　牛嶋アパート103
債務者　西　　栄一
1　決定年月日時　平成25年５月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清田　祐介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月16日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１６号
福井市日之出２丁目２番13号
債務者　久保　昭治
1　決定年月日時　平成25年５月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　紅谷　崇文
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月16日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年７月２日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第６２号
香川県高松市林町2569番地　淀商借家７号室
債務者　神内　信一
1　決定年月日時　平成25年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　滝口　耕司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月３日午後２時
5　免責意見申述期間　平成25年７月２日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２５年（フ）第１３５２号
大阪市住吉区庭井１丁目２番17号
債務者　中辻　良幸
1　決定年月日時　平成25年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　　豪
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月18日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年７月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１８７７号
大阪市生野区小路２丁目27番15号
債務者　彰徳精機こと梁元允彰こと　梁　　允彰
1　決定年月日時　平成25年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　尚吾
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月18日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年７月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２７９号
神戸市北区八多町附物921番地の１　ニシガキハイツ203号、従前の住所神戸市北区八多町中469番地の１
債務者　岡下　直美（旧姓山垣）
1　決定年月日時　平成25年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　米田　耕士
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月18日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年７月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２０８１号
大阪府箕面市瀬川４丁目15番45―404号
債務者　元見　利幸
1　決定年月日時　平成25年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西野　　航
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月22日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１７００号
大阪府門真市城垣町22番１号
債務者　大野　哲也
1　決定年月日時　平成25年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊達山伸嗣
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月22日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１８０２号
大阪市淀川区西中島６丁目３番13―３Ａ号
債務者　池永　正純
1　決定年月日時　平成25年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松山　和徳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月22日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１８４８号
大阪府東大阪市菱屋西６丁目１番43号
債務者　宇土　義浩
1　決定年月日時　平成25年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白川　謙三
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月22日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１９２５号
大阪市住吉区杉本２丁目１番49号
債務者　藤井　勝嘉
1　決定年月日時　平成25年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　葉狩　陽子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月22日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１９３１号
大阪市大正区泉尾５丁目４番６号
債務者　ＪＯＹ　ＷＯＲＫこと　岡本　友雄
1　決定年月日時　平成25年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北野　了考
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月22日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部